

大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第70号

大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の任用に関する規則（昭和51年大和市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「8級」を「3級」に、「4級」を「6級」に、「欄」を「項」に改め、「役付職員」という。）の次に「の職」を加え、同条第2号中「欄」を「項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。